

ごみ有料化・分別説明会を開催しています

来年1月からの一般ごみ有料化に向け、ごみ有料化・分別説明会を開催しています。これまで自治会、団体等で33か所、延べ770名に参加をいただいています。

10月から試行期間がスタートし、燃やせるごみは現在お使いのごみ袋（透明・半透明）で出させていただきます。燃やせないごみ、庭から出る枝・葉・草、容器包装プラスチックなどの資源ごみは別の袋などに入れて、決められた収集日に出してください。有料の指定袋（燃やせるごみ用、燃やせないごみ用）の使用は来年1月からになります。

12月に燃やせるごみ用の指定袋（20ℓ）を1世帯に10枚無償で配付します。

今後も団体等で説明会のご希望があれば、開催しますので、住民課環境衛生係（TEL 32-2422）までお問合せください。



年金あれこれ

～年金生活者支援給付金制度について～

年金生活者支援給付金は消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として年金に上乗せして支給するものです。

対象者 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- (2) 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- (3) 前年の公的年金等の収入金額（障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。）とその他の所得との合計額が881,200円以下である。



給付額 月額5,020円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出されます。

請求について 年金事務所では令和4年9月から順次、基礎年金を受給している方で令和3年分の所得額が低下したこと等により、新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方へ、緑色の封筒で請求のご案内を送付しています。お手元にご案内が届いた方は、同封の請求書（はがき型）にお名前等必要事項を記入し切手を貼ってポストに投函ください。

※現在給付金を受け取っている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降のお手続きは原則不要です。（ただし、一度給付金を受け取れなくなった方が、その後再び支給要件を満たした方は、あらためて請求が必要です。）

※障害年金受給者、遺族年金受給者には、それぞれの支給要件を満たす方を対象とした給付金があります。支給には請求が必要です。請求はお客さま窓口係でも受付しております。

給付金のお問合せは、「給付金専用ダイヤル」 0570-05-4092（ナビダイヤル）へ